

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にお問い合わせください。

■手数料・その他諸費用について

証券保管振替機構を通じて他の金融商品取引業者へ投資信託の受益証券（公募非上場株式投資信託に限る）を移管する場合には、1 銘柄あたり 5,500 円（税込）の移管手数料をいただきます。

上記以外の、金銭・有価証券を当社口座でお預かりする場合の、記帳及び振替にかかる手数料・口座管理料はいただきません。

■この契約は、クーリング・オフの対象とはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用対象とはなりません。

【金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要】

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等】

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

【この契約の終了事由】

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から当社所定の方法で解約の通知をした場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商 号 等	三菱 UFJ e スマート証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 61 号
所 在 地	〒100-6024 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 24F
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
設立年月	1999 年 11 月 19 日
資 本 金	71.96 億円(2024 年 4 月 1 日現在)
主な事業	金融商品取引業
連 絡 先	0120-390-390(フリーコール)

当社に対するご意見・苦情等に関する連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

受付時間 : 平日午前 8 時から午後 4 時（年末年始を除く）
窓口 : お客様サポートセンター
受付方法 : 電話、電子メール
電話番号 : 0120-390-390（フリーコール）
メールアドレス : cs@kabu.com

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館
電話番号 : 0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以上

(2025 年 2 月)